

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none">この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 （経過措置）この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （メニュー5の設置に係る工事費の割引）当社は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に、メニュー5のプラン6のものに係るI P通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 （その他）この附則第3項に定める場合において、I P通信網契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はI P通信網契約者に負担していただきます。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年8月28日東経営第000200000663号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1144 336 1720 395">1 この改正規定は、令和7年9月1日から実施します。 （経過措置）<li data-bbox="1144 403 2027 491">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （第2種サービスの提供の開始に係る工事費の割引）<li data-bbox="1144 499 2027 703">3 当社は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に、第2種契約（その利用回線に係る電気通信サービスが I P 通信網サービス契約約款における附則（令和7年8月28日東経営第000200000663号）第3項の適用を受ける場合に限りします。）の申込み（その利用回線の契約の申込みと同時の場合に限りします。）があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和8年9月30日までに当社がその第2種サービスの提供を開始したときは、その工事に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。